

伊予市くらしのガイドブック共同発行業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

市民の暮らしに必要な情報を分かりやすく提供するため、市役所の窓口や各種手続き等の行政情報と地域情報および広告を掲載した伊予市くらしのガイドブック（以下「ガイドブック」という。）を、市と共同で発行する事業者を、公募型プロポーザルにより募集する。

2 業務の内容

(1) 業務名

伊予市くらしのガイドブック共同発行業務

(2) 発行時期

平成30年1月（予定）

(3) 役割分担

市は、市と共同でガイドブックを発行する事業者（以下「事業者」という。）に、ガイドブックの作成に必要な行政情報を提供する。事業者は、ガイドブックの企画、編集、印刷製本、配布を行う。

(4) 費用負担

事業者は、ガイドブックの発行および配布にかかる全ての費用を負担し、市は一切の費用を負担しない。

(5) ガイドブックの仕様等

① 発行予定数

16,000部

② サイズ

A4版

③ 刷り色

フルカラー

④ ページ数

100～120ページ程度

⑤ 製本

無線綴じ

⑥ 編集等の条件

ア 市は、ガイドブックの作成に必要な行政情報を事業者に提供する。

イ ガイドブックの発行にかかる一切の業務は、事業者が行う。ただし、ガイドブックの企画、編集については、市と十分協議のうえ実施すること。

ウ 事業者は、ガイドブックの納品時に、全ページをPDF形式に変換したファイルを添付すること。

⑦ 広告の掲載

- ア ガイドブックには、企業等の広告を掲載することができる。
- イ 全紙面に対する広告の割合は概ね３０％以下とする。
- ウ ガイドブックに掲載する広告は、事業者が募集するものとし、市は、広告主に対して広告の掲載を呼び掛けるなどの行為はしない。
- エ 掲載する広告の内容については、伊予市広告掲載要綱および伊予市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(６) 配布方法

- ① 事業者は、市内の全世帯にガイドブックを配布すること。
- ② 事業者は、ガイドブックの配布にあたり、当初発行時に未配布の世帯から配布の要請があったときは、適宜配布する。
- ③ 配布残冊は、市の指定する場所に納入する。

(７) その他

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と事業者双方が誠意をもって協議し、解決を図る。

３ 参加資格

参加を申し込む者は次の全ての要件を満たすこと。

- (１) 本業務と同種または類似する業務実績があること。
- (２) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (３) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立をした者または再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (４) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続開始の申立をした者または再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (５) 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱(平成１７年伊予市訓令第７９号)または伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成２２年伊予市訓令第２０号)に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避または排除措置の期間中にない者であること。
- (６) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (７) 伊予市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。（参加表明書と同時申請可）

４ 参加の手続き

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(１) 提出書類の入手方法

伊予市のホームページからダウンロードすること。

(2) 提出期限および提出方法

平成29年7月20日（木曜日）午後5時までに、下記連絡先の担当者まで持参または郵送すること。なお郵送の場合は提出期限当日の消印まで有効とする。

(3) 提出書類

① 参加表明書（様式第1号）1部

② 企画提案書（任意様式）6部

企画提案書には以下に記載する事項を記載すること。

ア ガイドブックの企画・コンセプト

イ 発行ページ数（総ページ数、うち行政情報ページ数および広告掲載ページ数）

ウ 規格・レイアウト（全体構成、表紙デザイン、目次・行政情報・地域情報・広告欄の見本）

エ その他、ガイドブックの内容充実を図るための有益な提案があれば記載すること。

③ 業務実施責任者および担当者の経歴、実績等（様式第2号）6部

④ 発行から配布までのスケジュール（任意様式）6部

⑤ 広告掲載予定数および広告募集計画（任意様式）6部

⑥ 同種または類似する業務の実績を示す資料（任意様式）6部

(4) 提出書類の取扱い等

① 提出書類は返却しない。

② 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

③ 提出書類の追加および修正は認めない。

④ 参加表明書を提出した者は、本要領に同意したものとみなす。

5 質問の受付等

(1) 本件に関する質問は、質問書（様式第3号）により受け付けるものとする。

(2) 受付期間は、平成29年7月6日（木曜日）午後5時まで（必着）とし、電子メールにより伊予市総務部総務課企画担当に提出すること。

また、提出する場合は、必ず電話により着信確認を行うこと。

(3) 提出された質問に対する回答は、質問者名を伏せて、7月13日（木曜日）までに、伊予市ホームページでまとめて公開する。

6 審査方法等

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、提出された書類の内容や条件などを審査のうえ、評価点の合計が最も高い者を、受注候補者として選定する。

応募者が1 者の場合も審査を実施し、評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を選定する。

(2) 審査基準および評価点数

別紙「伊予市くらしのガイドブック共同発行業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり

(3) 選定結果

企画提案書を提出した者に対し文書で通知する。審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7 協定の締結

共同発行事業者に決定した者は、市とガイドブックの共同発行業務に関する協定を締結するものとする。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類の提出方法および提出期限を遵守しない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) その他本要領を遵守しない場合。

9 スケジュール

項目	日程（予定）
公募開始	平成29年6月30日（金曜日）
質問の受付期限	平成29年7月6日（木曜日）午後5時
質問の回答	平成29年7月13日（木曜日）
企画提案書等応募書類 提出期限	平成29年7月20日（木曜日）午後5時
選定結果通知	平成29年8月7日（月曜日）

10 事務局

伊予市総務部総務課企画担当 担当：河野
電 話：089-909-6382（直通）
FAX：089-983-3681
メール：soumu@city.iyo.lg.jp

附 則

この要領は、平成29年6月30日から施行する。